市役所の代表電話番号は

平成23年第1回福生市議会定例会のお知らせ

ぜひ、傍聴にお出掛けください。

定例会日程 3月1日(火)～29日(火)

【本会議】3月1日(火)～4日(金)・29日(火)

【予算審査特別委員会】3月8日(火)～11日(金)

【常任委員会】3月15日(火)～17日(木)

開会時間 本会議及び常任委員会は午前10時～、予算審査特別委員会は午前9時～

※常任委員会は、開会後、現地視察を行なう場合もありますので、委員会の進行状況等については議会事務局までお問い合わせください。

なお、本会議のライブ映像及び録画映像をインターネットで配信しています。市ホームページの「福生市議会」→「インターネット中継」にアクセスして、ご覧ください。

問合せ 議会事務局庶務係☎551・1523

お納め忘れはありませんか！平成22年度分の市税等の納期限は2月28日(月)です

▼市・都民税（第1期～第4期）

▼固定資産税（第1期～第4期）

▼国民健康保険税（第1期～第8期）

▼軽自動車税

▼介護保険料（第1期～第8期）

▼後期高齢者医療保険料（第1期～第8期）

お納め忘れがある場合は、早急に納めてください。

※納期を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。

問合せ 収納課☎551・1578

安全安心まちづくり「ひったくり」に注意

ひったくりは強盗に発展することもある危険な犯罪ですが、次のようなちょっとした対策や心がけで、その被害を防ぐことができます。

○なるべく人通りの多い明るい道を歩き、バッグはたすき掛けにするか、車道の反対側に持つ。

○後方に自転車やオートバイの気配を感じたら、振り向いて確認するなど警戒する。

○歩きながらの携帯電話や音楽プレーヤーの使用はひかえる。

○自転車のかごには防犯ネットをつける。

普段から防犯意識を持ち、まわりに目を配りましょう。

※不審な人物を発見したら、すぐに警察（☎110）に連絡してください。

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691、福生警察署生活安全課防犯係☎551・0110

■市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況（平成23年1月末現在）

	面積(㎢)	空き巣狙い	前年末比	ひったくり	前年末比
本町	0.16				
志茂	0.28				
牛浜	0.23				
武蔵野台	0.49				
福生	1.80	1			
熊川	2.57	2			
北田園	0.32				
南田園	0.41	1			
加美平	0.61				
東町	0.05				
合計	6.92	4		0	

年金だより

■国民年金の種別変更について

国民年金制度では、国内に住所がある20歳以上60歳未満の方はすべての方に、加入が義務付けられています。年金の加入種別には次の三種類があり、届出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。忘れずに手続きをしてください。

【国民年金の加入種別】

①第1号被保険者

自営業者・農林漁業従事者・学生・無職などの方で、20歳以上60歳未満の方

②第2号被保険者

会社や官公庁にお勤めの厚生年金や共済組合に加入している方

③第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

【種別変更となるケース】

①第1号被保険者になるケース

第2号被保険者が退職されると第1号被保険者（第3号被保険者になる場合は除く）となります。

また、その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。

➡この変更の届出先は、保険年金課保険年金係です。

②第2号被保険者になるケース

第1号被保険者または第3号被保険者が就職して厚生年金等に加入すると第2号被保険者になります。

➡勤務先が手続きを行ないます。

③第3号被保険者になるケース

これまで第1号・第2号被保険者であった方が、厚生年金等に加入されている配偶者の被扶養者になるとき

➡配偶者の勤務先が手続きを行ないます。

■ご存じですか？障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やケガで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で国民年金の障害等級の1級・2級の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。

【障害基礎年金が受けられる要件】

次の①から③の要件すべてに該当する方に支給されます。

①(ア)20歳前、(イ)国民年金加入中、(ウ)被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない国内在住の方で、(ア)(イ)(ウ)のいずれかの期間中に障害の原因となった病気やケガの初診日(障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日)があること。

②①の病気やケガによる障害の程度が、20歳に達したとき、または障害認定日において国民年金法で定められた障害等級の1級または2級のいずれかの状態になっていること。

ただし、障害認定日において障害の状態が軽い場合でも、その後重くなった場合に障害基礎年金を受けられることがあります。

障害認定日 障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やケガについての初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

③保険料の納付要件を満たしていること。障害基礎年金を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること(滞納した期間が3分の1以上ないこと)、または初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

【20歳前に初診日がある障害基礎年金について】

③の保険料納付要件は不要です。

ただし、本人の所得制限（扶養親族等の人数に応じて異なります。)やその他の年金を受けることができるとき、また、日本国内に住所を有しない等の理由により、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

問合せ 保険年金課保険年金係☎551・1670、青梅年金事務所☎0428・30・3410

声の「広報ふっさ」のお知らせ

市では視覚障害者(1・2級)の方に声の「広報ふっさ」をお届けしています。

4月15日号から声の「市議会だより」と同様にデイジー方式のＣＤ版での提供を開始します。

ぜひご利用ください。

※デイジー(ＤＡＩＳＹ)とはデジタル録音図書の国際標準で、聞きたいところを見出しですぐに検索できるなど、情報検索性に優れています。

専用の再生機が必要となりますが、利用対象者は日常生活用具として給付を受けられます(利用者負担1割)。

問合せ 秘書広報課広報広聴係☎551・1568

第2期福生市バリアフリー推進計画［仮称］(案)について、皆さんのご意見を募集します

計画(案)の閲覧場所 市役所(第一棟1階情報スペース、第二棟1階社会福祉課窓口)、各図書館、福祉センター(各施設の休日は除きます。)

意見の提出期限・方法 3月14日(月)までに氏名・住所を明記のうえ、郵便・ファックスで、提出先へ。または、市ホームページ(http://www.city.fussa.jp/)の「意見募集」から入力し、送信ができます。※ご意見は400字以内でお願いします。

意見の提出先

【郵送先】〒197-8501福生市本町5 福生市役所社会福祉課庶務・福祉計画担当

【ファックス】FAX552・5150

意見の取り扱い

意見に対する個別の回答は行ないません。

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当☎551・1735

消防少年団員募集!!

2010丸の内キッズフェスタでの演奏

私たちと一緒に活動してみませんか!

福生消防少年団では、一緒に活動する団員を募集しています。

消防少年団とは 防火・防災に関する知識・技術を身に付けるとともに、規律ある団体活動や奉仕活動を通して、社会の基本的なルールをきちんと守り、思いやりの心を持った責任感のある大人に育つよう、日々の活動に取り組んでいます。

活動内容 月1回程度の活動で、消防の仕事や火災予防について学んだり、初期消火訓練、応急救護訓練を実施しています。また、地域のお祭りパレードや老人ホーム訪問など、鼓笛演奏を通じて、防火防災思想を普及する社会活動にも参加しています。その他、キャンプやクリスマス会などの楽しい団体活動もあります。

対象 福生市・羽村市・瑞穂町に住んでいる4月より新たに小学3年生になる方から中学3年生になる方までの男女

募集期間 福生消防署で随時、受け付けています。

問合せ 福生消防署防災係☎552・0119(内線320)

納税は　納期内で　元気な福生